

民泊からのごみは、 家庭系の集積所へは出せません。



住宅宿泊事業（民泊）において、住宅を利用した宿泊者から発生したごみは、対価を得て宿泊サービスを提供しているため「**事業系ごみ**」となります。

住宅宿泊事業者のみなさまにおかれましては、排出事業者責任に基づき、適正にごみの排出を行ってくださいますようお願いいたします。

民泊事業により発生したごみは、少量であっても家庭ごみの集積所へは出せません。もし出した場合には「**不法投棄**」とみなされ罰せられる場合があります。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条5年以下の拘禁刑若しくは1千万円以下の罰金又は併科



民泊事業から発生したごみの正しい排出方法へのステップ

ステップ1

「**事業系ごみの適正処理と減量化パンフレット**」を参照する。
排出するごみの種類・量を把握し、適正な処理先を確認してください。

ステップ2

ごみの運搬を自ら行うか、**収集運搬許可業者に委託するか**を決める。
産業廃棄物は千葉県許可を受けた収集運搬業者に委託をし、事業系一般廃棄物は松戸市の許可を受けた収集運搬業者に委託をしてください。

ステップ3

「**事業系ごみ処理状況届出書**」を環境政策課（047-366-7089）へ提出（メール・郵送）する。
市の処理施設に搬入する場合は、本届出書の提出が必須です。
※様式については、松戸市のホームページよりダウンロードしてください。

ステップ4

「**ごみ処理チェック表**」を基に、宿泊環境等を整備する。
宿泊客を迎える前に、宿泊客に対しての利用案内の作成・居室におけるごみ箱の設置・ごみの適正処理方法等の整備を行ってください。

ステップ5

ごみを適正に排出する。
自ら市の処理施設へ搬入する場合は、事前に各施設へ連絡が必要です。
委託した場合は、収集運搬許可業者の指示に従って、排出を行ってください。

民泊運営におけるごみ処理チェック表

住宅宿泊事業（民泊）の実施に伴って生じた廃棄物の処理については、**事業者が自らの責任において適正に処理をしなければなりません。**廃棄物管理責任者である民泊運営者により下記の項目を確認していただき、廃棄物の適正処理に努めてください。

項目	内容	✓
利用案内等の記載	ごみの分別方法を記載した利用案内を作成していますか。	☐
	外国人版の利用案内を作成していますか。（英語、中国語、韓国語、その他）	☐
	居室内で発生したごみは、宿泊施設から持ち出さない旨の表示がされていますか。	☐
	宿泊者が分別できるようにわかりやすく表示していますか。	☐
ごみ箱の設置	居室内にごみの種類ごとにごみ箱を設置していますか。	☐
	宿泊者にわかるようごみ箱ごとに分別表示していますか。	☐
	外国人にわかるようごみ箱ごとに分別表示していますか。	☐
排出方法の確認	敷地内に、ごみ保管場所を確保していますか。	☐
	ごみ保管場所はごみの種類ごとに表示していますか。	☐
	ごみ保管場所に宿泊者以外のごみ（家庭系ごみ）も保管している場合、表示または仕切りなどで、家庭系ごみと区別していますか。	☐
	宿泊者自らがごみを定められた場所に置く場合には、ごみ保管場所までの案内表示をしていますか。	☐
	宿泊者が排出したごみが適切に分別されているかを、民泊運営者によって確認するようにしていますか。	☐
	松戸市環境政策課へ「松戸市事業系ごみ処理状況届出書」を提出しましたか。	☐
	一般廃棄物は収集運搬許可業者と書面により契約をしましたか。	☐
	産業廃棄物は収集運搬許可業者と書面により契約をしましたか。	☐
	一般廃棄物収集運搬に係る契約書には、分別区分・収集回数・運搬先を明記していますか。	☐

注意

使用後の居室内を清掃事業者が清掃する場合であっても、ごみの排出責任者は民泊運営者となります。産業廃棄物・一般廃棄物ごとに収集運搬の許可を得ていない清掃業者が、ごみを宿泊施設から持ち出し運搬した場合は、「無許可営業」とみなされ、罰せられる場合があります。